

第 18 回 SAC (Standards Advisory Council) 会議報告

国際会計基準審議会（IASB）の第 18 回基準諮問会議（SAC）が、2007 年 2 月 26 日と 27 日の両日にわたり、ロンドンで開催された。日本からは、SAC メンバーである八木良樹株式会社日立製作所取締役会議長・監査委員長、辻山栄子早稲田大学商学部教授、オブザーバーとして金融庁より丸山純一審議官が出席し、金融庁より原寛之課長補佐、企業会計基準委員会（ASBJ）より堀本敏博専門研究員が同席した。以下、会議の概要を報告する。

I. IASB の作業計画

Tweedie IASB 議長及び IASB ディレクターから、IASB の戦略的目標、作業計画等について説明が行われた。

（1）戦略的目標

- IASB では現在、①中小企業向け会計基準の完成、②より多くの国が各国の会計基準から国際会計基準（IFRSs）へ切り替えることの奨励、③IFRSs と米国会計基準とのコンバージェンスの 3 点を主要な戦略的目標としている。
- ①について、IASB は 2007 年 2 月中旬に公開草案を公表した。この提案された中小企業向け会計基準は、IFRSs の全ての項目を取り扱っている。
- ②について、各国のコンバージェンスの取組みは以下の通り。

インド

- IASB の代表が最近インドを訪問し、コンバージェンス計画の議論を開始した。インドの勅許会計士協会は IFRSs の適用に向けての取組みを開始し、特別委員会を設立した。インドは外国からの投資を必要としているので、規制当局者、特にインド財務省はコンバージェンスに関心があり、コンバージェンスの取組みに協力的である。

韓国

- 3 月に韓国政府と韓国会計基準委員会（KASB）は IFRSs 採用のロードマップを発表予定である。

日本

- 3 月末に、ASBJ と IASB の代表者は、日本の会計基準と IFRSs のコンバージェンス達成の目標に向けた第 5 回共同会議を開催する予定である。

中国

- SAC メンバーであり、中国会計基準委員会事務局長かつ中国財政部副大臣である Wang Jun 氏が中国のコンバージェンス計画等について説明した。中国では、国際会計基準¹の適用を今年度から実施しているが、移行はスムーズに行われている。

¹ 中国では、2006 年 2 月 15 日に 2007 年 1 月から適用されることになる公開企業向けの新会計基準（1 つの基本会計基準と 38 の個別会計基準）を公表した。この中国の新会計基準は、中国の社会主義的市場経済の進歩に対応し、国内的な状況を反映し、国際的な制度と実質的にコンバージしたものである。なお、2 月 15 日の新基準公表に当たって、IASB の Tweedie 議長は「中国の新会計基準は IFRSs と実質的にコンバージしているものである」と評している。

また、中国財政部は IFRSs の採用を促進し、職業会計人のトレーニング・プログラムを支援している。IASB が、コンバージェンスの作業メカニズムを確立し、国際会計基準を先進国のみならず新興経済圏での利用を促進し、原則ベースの会計開発を進めるという役割を賞賛する。

- ③については、米国証券取引委員会 (SEC) からのオブザーバーである Julie Erhardt 氏が IFRSs と米国会計基準のコンバージェンスについて最新の状況を説明した。3 月上旬に米国 SEC がスポンサーとなる円卓会議を開催し、米国の金融市場に上場している外国企業が、2つの会計基準間の差異調整表を廃止した場合の影響について検討する予定である。この円卓会議は、米国において2つの会計基準を認めることの問題点を理解し、米国上場企業の財務報告に与える影響を検討する非常に良い機会である。

【SAC メンバーからのコメント】

- ASBJ は 2006 年 10 月に日本基準と IFRSs とのコンバージェンスに向けた、「ASBJ プロジェクト計画」を公表した。現在、IFRSs とのコンバージェンスを進めるために 20 を超えるプロジェクトに精力的に取り組んでいるところであり、今後も努力を続ける予定である。また、2007 年 1 月に国際会計基準委員会財団 (IASC 財団) の評議会が東京で会議を開催したが、出席した IASC 財団の評議員のほぼ全員が、業績報告書において現行の純利益を報告することを支持しているということを聞き、非常に心強く感じている。(辻山 SAC 委員)
- 日本では、現在会計基準とその適正な執行に対する関心が非常に高まっている。加えて、企業は「2008 年問題」に直面している。その内容は会計基準の改訂、J-SOX 法と呼ばれる内部統制システムに関するルールの実行開始、四半期開示などディスクロージャーに関するルールへの対応等が 2008 年に一度に必要とされることである。会計基準の改訂は当然 IFRSs と整合のとれた内容で、その項目は 10 件を超える。このように、我々はワールドワイドに理解を得られる体制作りを着実に進めている。我々は納得できる基準が出来れば、迅速かつ積極的に採用することを今後も約束できる。(八木 SAC 委員)

(2) IASB の作業計画

IASB と FASB のプロジェクトは、短期コンバージェンス・プログラム、その他のコンバージェンス・プログラム、概念フレームワークの 3 点が作業の中心となっており、各プロジェクトの作業計画は以下の表のとおりである。(筆者注：SAC 会議終了後、「IASB 作業計画表」が更新されていることから、ここでは更新された 2007 年 3 月 31 日版を示す。)

報告事項（２）

IASB 作業計画表

（2007 年 3 月 31 日時点）

	MoU 2008 年までの マイルストーン	2007				2008		時期 未定
		Q1	Q2	Q3	Q4	上半期	下半期	
アクティブ・アジェンダ								
FASB との覚書（MoU）のプロジェクト ー注 1								
短期コンバージェンス・プログラム								
借入費用（IASB）	主要な相違が取り除かれるべきかを決定し、実質的に作業を完了させる	IFRS						
政府補助金（IASB）ー注 2								負債の作業 まで延期
ジョイント・ベンチャー（IASB）			ED			IFRS		
減損（合同）								スタッフ 作業中
法人所得税（合同）				ED			IFRS	
公正価値オプション（FASB）								
投資不動産（FASB）								
研究開発費（FASB）								
後発事象（FASB）								
その他のコンバージェンス・プログラム								
企業結合	統合される基準			IFRS				
連結	統合される基準に 向けて作業			DP			ED	IFRS
公正価値測定のガイダンス	統合される指針		RT				ED	IFRS
財務諸表の表示ー注 3								
フェーズ A			IFRS					
フェーズ B	1つ以上のデュー・ プロセス文書			DP			ED	IFRS
収益認識	1つ以上のデュー・ プロセス文書				DP			ED, IFRS
退職後給付（年金を含む）	1つ以上のデュー・ プロセス文書				DP			ED, IFRS
リース	議題の決定					DP		
概念フレームワーク								
フェーズ A：目的及び質的特性			ED					
フェーズ B：構成要素、認識及び測定						DP		
フェーズ C：測定		RT						DP
フェーズ D：報告企業			DP					
フェーズ E：表示及び開示								DP
フェーズ F：目的及び状況								DP
フェーズ G：非営利企業への適用								DP
フェーズ H：最終ー注 4								TBD
その他のプロジェクト								
中小企業（SME）向け会計基準		ED				IFRS		
保険			DP				ED	IFRS
負債ー注 5							IFRS	
排出権取引ー注 2								

報告事項（２）

基準の修正		ED	ED	IFRS ED	IFRS	IFRS	IFRS	
金融商品：プットできる金融商品（IAS 第 32 号） 1 株当たり利益：自己株式方式（IAS 第 33 号） 初度適用：子会社株式の取得原価（IFRS 第 1 号） 株式報酬：権利確定条件及び取消し（IFRS 第 2 号） 関連当事者		ED	ED	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS	
研究アジェンダ（アクティブ・アジェンダに加えられていないが、FASB との MoU に含まれるプロジェクト）								
認識の中止	MoU での 2008 年までのマイルストーン				RR			
金融商品（既存の基準と置き換わる）	スタッフのリサーチ				DP			
無形資産	結果の検討				AD			
負債及び資本—注 6	1つ以上のデュ・プロセス文書			DP				
経営者による説明	リサーチ結果の検討及び議題の決定							
採掘産業	1つ以上のデュ・プロセス文書							
	MoU に含まれず					DP		TBD
	MoU に含まれず							

DP：ディスカッション・ペーパー

ED：公開草案

RT：円卓会議での議論

IFRS：国際財務報告基準

TBD：当初文書の形式（DP 又は ED）が未定

RP：リサーチ・レポート

AD：アジェンダの決定

注 1：MoU は、FASB と IASB が基準設定の統合化を示すために達成することを合意したマイルストーンを示しており、SEC の外国登録企業が義務付けられる、財務諸表の米国基準への調整の要求の廃止へのプロセスの一部である。

注 2：政府補助金と排出権の作業は、他の関連するプロジェクトの作業の結論が出るまで延期される。

注 3：「財務諸表の表示」プロジェクトは、従来「業績報告」プロジェクトと呼ばれていたものである。

注 4：IASB と FASB は、どのように概念フレームワーク・プロジェクトを完成させるかを検討している。各フェーズの当初文書は、公開の協議及び審議会による再検討により影響される。

注 5：「負債」プロジェクトは、IAS 第 37 号の修正である。従来「非金融負債」プロジェクトと呼ばれていたものである。

注 6：プロジェクトは、「修正共同プロジェクト」として行われている。IASB では、FASB が最初のディスカッション・ペーパーについての作業が完了した際に、正式な議題とし、作業を開始する予定である。

【SAC メンバーからのコメント】

- 概念フレームワークの議論において、財務諸表は誰のために作成するのか再検討すべきではないか。財務諸表においてより透明であるのは良いことであるが、全ての利害関係者の要求を財務諸表に記載できないであろう。SAC はこのような基本的なトピックを議論すべき場なのではないか。（独財務諸表作成者）
- 国際会計基準（IAS）第 37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」における負債の問題については今後どのように取り扱うのか。米国の基準とは異なる方向を目指すのか。（イスラエル会計士）
 - IAS 第 37 号の見直しは米国財務会計基準（SFAS）第 5 号「偶発事象の会計処理」と統合することを目的としていない。SFAS 第 5 号では、そもそも現行の IAS 第 37 号で認識している複数の項目の認識を禁止しており、IAS 第 37 号はどちらかというと FASB の概念基準第 7 号に類似している。（IASB ディレクター）
- IFRS ブランド維持のために IFRSs への準拠性に関する追加開示を求める IAS 第 1

号「財務諸表の表示」の改訂案が、年次改善プロセスで議論されているが、「〇〇国が採用している IFRSs に準拠している」と表現した場合に、同国で採用している会計基準と IFRSs との差異の内容を財務諸表の注記に求めるだけでは、財務諸表の質の改善にはならないのではないか。（独会計士）

→ IFRS ブランドについては、監査法人や規制当局とも議論しているが、提示した改定案の目的は、IFRSs に完全に準拠していない財務報告を区別することである。この件は公開草案において関係者のコメントを求めているので、その中で検討したい。（IASB ディレクター）

- もし EU が IAS 第 1 号の改定案を承認しない場合、他の国/地域も承認しない可能性があるため、注記で対応するのではなく、基準において差異の調整（reconciliation）を求めるべきではないか。（独会計士）

- 欧州では多くの企業が各国の会計基準より IFRSs に変更したことから、新たに公表された基準は 2009 年まで効力を持たないことになっている。しかし、IAS 第 8 号「会計方針、会計の見積りの変更と誤謬」によると、会計方針の変更により遡及修正が必要になるが、救済措置はないのか。（伊会計士）

→ 各企業では、経営陣への報告用に同様の修正を行っているのではないかと。それに加えて、デュー・プロセスの観点からも認められないのではないかと。（IASB ディレクター）

- 排出権取引がインドや中国で作られた多くのファンドで成長しているが、様々な会計処理が行われている。この取引が拡大していくと、実務においてダイバージェンスに繋がる懸念があるので、排出権取引に関するガイドラインの開発をお願いしたい。（世界銀行代表）

- FASB のアジェンダである「財務諸表の表示」プロジェクトのフェーズ B のディスカッション・ペーパーはアジェンダ・ペーパー 2 B と 2 C で公表時期が異なるが、いつ公表することを予定しているか。（八木 SAC 委員）

→ 財務報告プロジェクトのフェーズ B のディスカッション・ペーパーは、当初計画より遅れて 2007 年の後半に公表されるであろう。（IASB ディレクター）

II. XBRL (eXtensible Business Reporting Language) : IASC 財団の計画及び財務報告への影響

IASC 財団ディレクター及びスタッフから、XBRL（拡張可能な財務報告言語）の世界各国での採用状況、IASC 財団における XBRL への取組み状況及び取組み計画、今後の XBRL の財務報告への影響等につきプレゼンテーションが行われた。

【IASC 財団スタッフからの説明】

- XBRL は財務諸表において報告する各項目を分解して利用可能とする IT ツールである。XBRL は規制当局、政府系機関、情報仲介業者、ソフトウェア開発会社等 450 以上の組織から構成される非営利国際コンソーシアムが管理している。
- IFRSs データの比較可能性を強化し、そのデータの利用を推奨する会計基準とシェアする共通電子データであるため、XBRL は IASC 財団の目的を補完している。

- コントロールと質を維持し、IFRS タクソノミーから乖離する開発を避け、規制当局の要求に取り組むために、IASC 財団は IFRS XBRL タクソノミーの開発において所有権を保持し主要な責任を果たすべきである。
- IASC 財団は、これら質を確保するためにプロフェッショナルな XBRL スタッフとボランティアによる適切な協力機構を構築した。
- XBRL は財団の活動であり、人的資源を基準設定のスタッフから転用するつもりはない。
- 評議会は、知的所有権の問題、資源、プロセス、ストラクチャー、タクソノミーの内容の範囲、及び US/IFRS のタクソノミーの内容と枠組みのコンバージェンスに関して、戦略的決定を行うであろう。

【SAC メンバーからのコメント】

- オーストラリアでは XBRL に対する規制当局のニーズが強いが、アナリストの立場でグローバルな観点から見た場合、どの程度需要があるのか。（豪金融機関）
→ XBRL の利便性を考慮すると、アナリストとしては XBRL が国際的に普及することを非常に期待しているのは間違いないであろう。（米国投資銀行）
- XBRL は、財務諸表表示プロジェクト以上に財務報告の方法を変更することになるであろう。（独会計士）
- XBRL の潜在的ユーザーが、XBRL を急速に採用することを期待するが、定義された用語の分類や説明に関連してある一定の質の維持を確保できるよう IASC 財団が関与していくことを期待したい。（IMF 代表）
- 数量的データへの XBRL の依存により、経営者が質的情報を取り扱う能力を弱めてしまうことを懸念する。（英金融機関）
- 競合するタクソノミーが出現しないように、IASC 財団が XBRL の開発にリーダーシップを維持することが重要である。（イスラエル会計士）
- 日本では、2008 年からすべての公開企業は財務諸表を金融庁に XBRL 形式で提出することになる計画であり、日本は XBRL への取組みにおいて恐らく世界の先駆けとなるであろう。（金融庁丸山審議官）

III. 概念フレームワーク

カナダ会計基準委員会（AcSB）の Ian Hague 氏が、概念フレームワーク・プロジェクトにおける 8 つのフェーズのうち、現在活動中である 4 つのフェーズの進捗状況につき説明を行った後、フェーズ B「構成要素及び認識」における資産の定義に関し、現在の定義とは異なる定義の提案を行い、その後質疑応答が行われた。

（１）概念フレームワークのプロジェクトの概要

プロジェクトは、2005 年 1 月から 8 つのフェーズに分けて行われるが、その完了までには 5 年以上の年月が必要と見込まれているため、それぞれのフェーズ毎にディスカッション・ペーパー及び公開草案を公表することとしている。

【AcSB の Ian Hague 氏からの説明】

- 本件プロジェクトは、改善された共通の概念フレームワークを開発するための IASB

報告事項（２）

と FASB の共同プロジェクトである。このフレームワークは、将来の会計基準開発に向けて確固たる基礎を提供するとともに、原則ベースで内的に整合し、国際的に収斂し、投資家・債権者等の意思決定に必要な情報を提供する財務報告を導く基準を開発するという両審議会の目標遂行に不可欠なものとなる。

- 各フェーズの現在の進捗状況は以下の通りである。

フェーズ	トピック	進捗状況	次の文書
A	目的及び質的特性	2007 年 2 月に DP のコメント分析を両審議会に提出	DP を 2006 年 7 月 6 日に公表 ED2007 年 3Q (予定)
B	構成要素及び認識	審議会での審議	DP2007 年 4Q (予定)
C	測定	計画及びスタッフリサーチ	円卓会議 2007 年 1Q
D	報告企業	審議会での審議	DP 2007 年 2Q (予定)
E	表示及び開示、財務報告の境界を含む	他者のリサーチ中	未定
F	フレームワークの目的及び GAAP ヒエラルキーでの地位	計画及びスタッフリサーチ	未定
G	非営利部門への適用	—	未定
H	フレームワーク全体	—	未定

- フェーズ A「目的及び質的特性」では、財務報告の目的の検討と、目的適合性、表現の忠実性、比較可能性（首尾一貫性を含む）、理解可能性を含む財務報告情報の質的特性の検討、さらに質的特性間のトレード・オフ及びそれらが重要性と費用対効果の概念といかに関係するかを含む財務報告情報の質的特性の検討を行う。
- 2006 年 7 月に、両審議会は一般からのコメントを求めるために IASB ディスカッション・ペーパーと FASB 予備的見解「財務報告に関する概念フレームワークについて：財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性」を公表した。
- これに対して、関係者からは次の 2 つの事項、すなわち受託責任（stewardship）と表現の忠実性（faithful representation）について懸念の表明があった。受託責任は投資家や債権者が投資や与信のための意思決定を行うために有用な情報を提供するという財務報告の目的に含まれるとするディスカッション・ペーパーの見解に反対が多かった。また、従来用いられている信頼性（reliability）という用語は、あまりに多様に解釈されているため、これに代えて表現の忠実性という用語を用いることとした点について、表現の忠実性は信頼性より狭い概念であり十分ではなく、混乱を招くことになるとのコメントが寄せられた。
- フェーズ B「構成要素及び認識」では、両審議会は、資産の定義案を策定したが、技術的な専門家のみならず、SAC/米国財務会計基準諮問委員会（FASAC）と協議するとともに、負債の定義については、両審議会は、資産の定義と平行である負債の定義の作業草案策定を継続中である。

- また、両審議会は、IASB の概念フレームワーク、及び FASB の概念書における現在の負債と資本の定義を再考する代替アプローチの調査をスタッフに要請した。その代替アプローチは、請求権（claims）のような１つの構成要素アプローチの開発に焦点を当てるとともに、そのアプローチを採用することの影響が何であるかに焦点を当てる。
- フェーズ C「測定」において、両審議会は、2007 年 1 月と 2 月に香港、ロンドン、ノーウォークで円卓会議を開催した。これら円卓会議の目的は以下 3 つである。
 - a) 概念フレームワーク・プロジェクトの測定フェーズの初期段階で、関係する当事者から、測定についての考え方を聞くこと。
 - b) 概念フレームワーク・プロジェクトの測定フェーズに関する計画の中で識別された測定に関する論点リストが、適切であるとともに、実質的に完成しているかを議論すること。
 - c) プロジェクト・スタッフが作成した潜在的測定基礎の当初の一覧表と当該一覧表に関連した専門用語は実質的に完成していて、理解可能かどうかを議論すること。
- フェーズ D「報告企業」は、審議会の審議は継続中であり、報告企業とグループ企業の境界（boundaries）に関するディスカッション・ペーパーが 2007 年第 2 四半期に予定されている。

（２）資産の定義

IASB の資産の定義（IASB フレームワーク第 49 項）

資産とは、過去の事象の結果として当該企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入することが期待される資源をいう。(An asset is a resource controlled by the entity as a result of past events and from which future economic benefits are expected to flow to the entity.)

現在提案中の資産の定義

資産は、企業が現在の権利又は他の特権的アクセスを有している現在の経済的資源である。(An asset is a present economic resource to which the entity has a present right or other privileged access)

- 「現在の」は、経済的資源及び権利又は特権的アクセスの双方が、貸借対照表日に存在していることを意味する。
- 「経済的資源」は、プラスの経済価値を持つものである。それは、希少なものであり、生産や交換といった経済活動を遂行するために使用されることが可能である。経済的資源は、直接的に又は間接的に、単独又は他の経済的資源とともに、キャッシュ・インフローの生成又はキャッシュ・アウトフローの減少に貢献することができる。経済的資源には、キャッシュの支払い、財貨の引渡し又はサービスの提供の約束といった、他者が企業に対して行う無条件の契約上の約束が含まれる。サービスの提供には、実行を待機する（standing ready）こと、又は企業がそうでなければ着手する活動に従事することを禁止することが含まれる。

- 「権利又は他の特権的アクセス」とは、企業が、現在の経済的資源を直接又は間接的に利用できるようにし、かつ、他者による利用を排除又は制限できるようにする。
「権利」は、法的に強制できる（enforceable）、又はそれと同等の手段によって強制できるものである。他の特権的アクセスは、強制できるものではないが、機密又は他のアクセスに対する障壁等によって保護されているものである。
- 資産の定義の改訂案は、概念フレームワークのプロジェクトの根幹をなすものであり、オックスフォード英語辞典の資産の定義である、「良いもの（a good thing）」かつ「所有しているもの（I have it）」と比較し、この要件を満たすものである。

【SAC メンバーからのコメント】

- 受託責任が何を意味するかについて、様々な考えがあるように思われる。また、受託責任では特に企業統治モデルにおける相違を考慮すべきかどうかを検討すべきである。（イスラム金融サービス審議会代表）
- 受託責任の概念はイギリスで定義されたものであるが、非常に重要な概念であると考えてるので、イギリス人が定義の開発を支援すべきである（独会計士）
- 「測定」に関する円卓会議の説明を求める声が多いが、円卓会議の議事録は IASB のホームページに掲載されないのか。（インド財務諸表作成者）
→ 円卓会議の議事録はホームページには掲載されないが、意見の概要はホームページに掲載される IASB の 3 月ボード会議のアジェンダ・ペーパーで分かるであろう。（IASB ディレクター）
- ロンドンの円卓会議に出席したが、参加者からは様々な意見が述べられた。参加者の多くは取得原価や公正価値のみに基づかない混合属性モデル（mixed attribute model）を支持していた。（独会計士）
- 「測定」に関するノーウォークの円卓会議では、一部の人を除いて資産と負債の全てを時価で統一的に評価したり、原価で統一的に評価したりすることを支持している人はほとんどいなかった。私を含め多くの人は、測定問題に対する IASB のアプローチは資産と負債の測定問題だけに問題を限定してしまっていて、「利益（income）の測定」という視点が欠如しているということを指摘していた。（辻山 SAC 委員）
- 提案された資産の定義は、価値の蓄積（store）、創造（create）、破壊（destroy）の概念が排除されており、範囲が限定的となっているので、これらの概念も定義に反映されるべきであると考えている。（インド会計士）
- 提案された定義に法的な権利の概念が含まれることを支持するが、これら権利に対する法的な執行の概念が含まれるとさらに有効であると考えている。（EU 代表）
- 資産・負債の定義は、財務諸表で何が認識されるかを助けるものであると考えているが、提案された資産の定義は、認識とは無関係で孤立してしまっている。認識の考えが欠落した資産の定義は、定義として好ましくないと考えている。（英会計士）
- 英会計士の意見（上記）を全面的に支持する。概念フレームワークにおける資産の定義においては、この世に存在するすべての資産の定義ではなく、会計上の認識の対象とすべき資産の定義が求められている。もし資産の存在という視点から資産の定義にアプローチすると、例えば企業の自己創設のれんも資産の定義に当てはまる

ことになる。定義だけに限れば、自己創設のれんを含めることに必ずしも反対していない人がいるかも知れない。しかしそれを認識すること、つまり自己創設のれんをオンバランスしても良いとまで考えている人は少ないはずだ。では、定義に含まれているものをどのような理由でオンバランスしないことになるのだろうか。測定の信頼性の問題だろうか。そうすると、もし信頼性をもって測定できるとしたらオンバランスしてもいいということになるが、果たしてそうだろうか。そうではないはずだ。自己創設のれんは、たとえ信頼性をもって測定できたとしても認識しないというのが、われわれの共通理解だ。企業の自己創設のれんは、投資家が自らリスクを負って、会計情報をインプット・データとして用いた結果として推定されるべきものだから、それ自体が会計情報の中に入ってくると循環論になってしまう。だからこそ、自己創設のれんはオンバランスされないのである。会計情報として何を（What）、いつ（When）、どのように（How）含めるのかを規定するのが定義、認識、測定に関する概念フレームワークの役割だ。もし IASB が、定義からは自己創設のれんを排除する必要がないというなら、自己創設のれんに限っても、認識・測定に関する定義の帰結を予め明らかにしておく必要があると思う。（辻山 SAC 委員）

IV. IASC 財団の教育への取組み及び広報戦略について

IASC 財団のプロジェクト・マネジャーから財団の教育への取組みの近況報告、及び Plan 2011 について説明が行われた。また、IASB の新広報部長（Director of Corporate Communication）から 2007 年の広報計画についてプレゼンテーションが行われ、これらにつき SAC メンバーから質疑応答が行われた。

【IASC 財団プロジェクト・マネジャーから教育への取組みに対する説明】

- 財団の教育への取組みの目的は、1) IFRSs を世界的規模で導入し、首尾一貫した適用を促進するための努力を強化すること、2) 教育への取組み活動に資金提供するための利益を創出することである。
- 財団の教育スタッフは、現在 IFRSs の教材の開発、IFRSs に係る外部との会議、プレゼンテーション、他の作業のサポートに全力を注いでいる。
- IASC 財団の定款が改訂された結果、中小企業（SME）や新興経済圏の特殊なニーズを勘案するために、教育への取組みに新たな委託業務が追加された。
- これを受けて、完全版（Full）IFRSs、及び中小企業や新興経済圏向け会計基準に関し、2011 年までの詳細な 5 か年計画を策定した。
- IFRSs の教材へのアクセスはハードコピーのみならず電子フォーマットがホームページを通して、多くの言語で利用できるようになった。
- 教育は IASC 財団が取り組む事項であり、教材については IASB による承認は受けていない。

【IASC 財団の企業広報部長からの説明】

- 2007 年の IASB 広報計画として、効果的な企業広報プログラムの提供により、利害関係者の関与を強化したい。
- そのために、我々がどう評価されているかを調査するとともに、ブランドをアップ

デートし、明確かつ首尾一貫したメッセージを発信することが重要と考えている。

- ・ IFAC を含む他の基準設定主体との協業も行っていきたい。

【SAC メンバーからのコメント】

- ・ 会計基準をいかに適用するかを理解することは非常に重要であり、IASB 財団の教育への取組みに強力な支持を表明する。（オーストラリア財務諸表作成者他）
- ・ 市場に既に存在する教材と重複するリスクがあるので注意すべきである。（IMF 代表）
- ・ 非会計士向け教材や、企業の財務報告に実務に基づく設例を含めた教材をつくるための努力がなされるべきである。（イスラエル会計士）
- ・ IASB の教材承認プロセスの欠如について懸念する。このような承認の欠如は、これら教材の信頼性に影響を与えるのではないか。（世界銀行代表）
→ これに対してボードメンバーから、SAC メンバーにより提起された承認問題を認めた。但し、ボードメンバーとスタッフは財団の教材が出版される前にレビューしている事実を説明した。
- ・ 新広報部長は、より多くの人、特に上級経営陣、作成者、利用者と関係を持つべきである。（イスラエル会計士）
- ・ 一部のメディアとの独占的な関係は、結果として IASB のメディアへの露出を減少させることに繋がるので、控えるべきである。（独財務諸表作成者）
- ・ プレス・リリースの配布に関連して、宣伝を支援してもらうために他の基準設定主体に近づくことを推薦する。（独会計士）

V. 中小企業向け会計基準

IASB 戦略目標の一つとなっている中小企業向け会計基準につき、IASB ディレクターが 2007 年 2 月に公表された公開草案の概略について説明を行った上で、事前に提示した質問事項を基に、SAC メンバーを 3 つのグループに分け議論を行い、各グループの代表者から各グループでの議論内容について発表があった。説明事項、議論内容は以下の通り。

【IASB スタッフからの説明】

- ・ 中小企業向け会計基準、適用ガイダンス、結論の根拠の 3 部から構成される公開草案が 2007 年 2 月 15 日に IASB から公表された。コメントの回答期限は 2007 年 10 月 1 日である。
- ・ 中小企業向け会計基準は、完全版 IFRSs から、会計処理の選択肢を取り除き、一般的には中小企業に関連しないトピックを削除し、認識及び測定の方法を単純なものにすることで、本公開草案では、完全版 IFRSs と比較して、中小企業に適用する会計基準及び適用ガイダンスの量は 85%以上減少している。その結果、本公開草案は、実行可能で、自己完結の会計基準のセットを提供することになり、投資家ははじめ、全世界の中小企業の財務業績について、同じ基準で比較することができるようになる。
- ・ 中小企業が、本公開草案を基に財務諸表を作成することを支援するように、IFRSs の規定では、可能であれば単純化し、簡単な英語を用いて記述し直している。しか

し、完全版 IFRSs も中小企業向け会計基準も同じ基本原則を基にしており、中小企業は、完全版 IFRSs への移行が容易にできるようになっている。

- 中小企業向け会計基準を適用するか否かは、それぞれの国又は適用する地域が決定する事項である。たとえば、EU では、上場企業は IFRSs を遵守しなければならないが、中小企業についてはどの基準を遵守しなければならないかは、加盟国の判断に委ねられている。但し、小規模であっても上場企業であれば、中小企業向け会計基準利用の適格要件を満たさないことを IASB は提案している。
- 本公開草案に反映されている完全版 IFRSs からの変更点は、中小企業の財務諸表利用者のニーズ及び費用対効果の観点から、完全版 IFRSs に盛り込まれている原則に関し、以下３種類である。

【１．省略された項目】

典型的な中小企業に関連しない IFRSs の項目については省略されており、必要に応じて、該当する IFRSs を参照するようになっている。省略されたトピックは以下のとおりである。

- 超インフレ経済環境での一般的物価水準への調整を行った上での報告
- 持分決済型株式報酬（計算の詳細は IFRS 第 2 号「株式報酬」に規定）
- 農業資産の公正価値の決定（IAS 第 41 号「農業」を参照することになるが、審議会は、農業に従事する中小企業に関しては公正価値の使用を減らすことを提案）
- 鉱業（IFRS 第 6 号「鉱物資源の調査及び評価」を参照）
- 中間財務報告（IAS 第 34 号「中間財務報告」を参照）
- ファイナンス・リースの貸手側の会計処理（ファイナンス・リースの貸手は、中小企業向け会計基準の使用が適格とならない金融機関である可能性が高い）
- のれんの回収可能額（中小企業は、IAS 第 38 号「無形資産」に定められているよりも低い頻度でのれんの減損についての判定を行うことになるであろうが、当該判定を行う必要がある場合には IAS 第 38 号の計算に関するガイダンスを参照することになる）
- １株当たり利益及びセグメント報告。両方とも中小企業に対しては要求されない。
- 保険契約（保険会社は中小企業向け会計基準の使用の適格要件を満たさない）

【２．より単純な選択肢が許容された項目】

完全版 IFRSs が会計方針の選択を認める場合には、より単純な選択肢のみが中小企業向け会計基準に盛り込まれている。中小企業は、関連する IFRSs を参照の上、その他の選択肢を用いることが許容されている。選択された単純な選択肢には以下のようなものがある。

- 投資不動産に関する取得原価・減価償却モデル（IAS 第 40 号「投資不動産」を参照して損益を通じての公正価値も許容される）
- 有形固定資産に関する取得原価・減価償却モデル（IAS 第 16 号「有形固定資産」を参照にして再評価モデルも許容される）
- 借入費用を費用として処理する（IAS 第 23 号「借入費用」を参照して資産化も許容される）

- ・ 営業活動におけるキャッシュ・フローの報告に関する間接法（IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」を参照して直接法も許容される）
- ・ すべての補助金に対して 1 つの方法（又は、中小企業は、IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」に定められる処理方法であれば、どのような方法も使用することができる）
- ・ 中小企業向け会計基準を適用するとき、個々の地域は、完全版 IFRSs を参照して適用する選択肢については許容しないことを決定することも可能である。

【３．認識及び測定において単純化された項目】

- ・ 金融商品：
 - ・ 金融資産について、4 つのカテゴリーではなく 2 つのカテゴリーとする。これにより、「意図的な」満期保有ルールはすべて、又はそれに関連する「罰則」について取り扱う必要がなくなり、売却可能資産のオプションの必要がなくなり、その他の多くの単純化がもたらされる。
 - ・ 認識の中止に関する明確かつ単純な原則。譲渡企業に重要な継続的関与がある場合には、認識の中止を行わない。IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の複雑な「パス・スルー・テスト」及び「支配留保テスト」は回避される。
 - ・ より単純化されたヘッジ会計
 - ・ のれんの減損－強制的な毎年の減損の計算ではなく、兆候アプローチの採用
 - ・ すべての研究開発費を費用として認識する（IAS 第 38 号では、商業的な実行性が評価された後に資産化しなければならない）
 - ・ 関連会社及びジョイント・ベンチャーに関する原価法（持分法又は比例連結ではない）
 - ・ 農業に関して公正価値の使用が少なくなる－不当な費用と労力を必要とせず、容易に算定できる場合のみ公正価値とする
 - ・ 給付建制度－IAS 第 19 号の詳細な計算及び繰延ルールではなく、原則アプローチ。複雑な「コリドー・アプローチ」は除外されている。
 - ・ 株式報酬－本源価値法
 - ・ ファイナンス・リース－借手の権利と債務の単純化された測定
 - ・ 初度適用－IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」より、少ない過年度のデータの修正再表示となる。
- ・ なお、今回の中小企業向け会計基準で検討されたが棄却された認識及び測定の単純化項目は以下の通り。
 - ・ キャッシュ・フロー計算書を除くこと
 - ・ すべてのリースをオペレーティング・リースとすること
 - ・ すべての年金制度を拠出建とすること
 - ・ 完了した契約のみとすること
 - ・ より少ない規定
 - ・ 株式報酬の非認識
 - ・ 繰延税金の非認識

- ・ 農業全体について原価モデルとすること
- ・ 連結決算を行わないこと
- ・ デリバティブの取得原価評価

【SAC メンバーからのコメント】

- ・ [グループ A] 中小企業向け会計基準がより簡単な選択肢を認めると、その選択肢は財務報告の質に影響を与えることにならないか懸念する。
- ・ [グループ B] 関係する当事者から意見を集めるのにもっと時間が必要なので、6月のSAC会議で再度議論することを要求したい。
- ・ [グループ C] 認識及び測定単純化項目の中で再検討すべき項目として、繰延税金については追加開示項目とすることを提案するとともに、のれんの償却をより短期間の5年から10年の期間で償却することを提案したい。また、省略されたトピックにさらに追加すべき項目として、中小企業が契約締結するケースの多い保険契約を加えることを提案したい。中小企業向け会計基準は包括的に2年毎に見直されるべきとしているが、検討期間も含めて考えると、2年毎だと間隔が短すぎるので3年毎の見直しを提案したい。
- ・ ドイツの会計基準設定主体は、中小企業向け会計基準の公開草案が理解されているかを評価するために、特にこの基準を採用するのに費用対効果の影響について調査を行う予定であるが、ドイツの企業は中小企業向け会計基準がより単純化することを期待している。（独会計士）
- ・ 繰延税金については、繰延法が単純化としてはユーザーには理解が得られると考えられるので、資産負債法の使用ではなく、繰延法の修正版を提案したい。（イタリア会計士）
- ・ IASB が暫定的に残している中小企業用の選択肢のほかに検討すべきものはあるかとの質問に対し、中小企業向け会計基準についてはのれんの償却を認めるという選択肢を残すべきである。また、中小企業向け会計基準を2年ごとに見直すという暫定案に対しては、現段階で、具体的な年数を決めるのは時期尚早ではないか。（辻山SAC委員）
- ・ 50人程度の従業員規模で、年金数理に基づいて合理的に年金債務を計算できるか疑問があるので、単純化する項目として再検討することを提案したい。（八木SAC委員）

以 上